

【取扱店舗向け】第3弾！弘前お米とくらし応援券 Q&A

Q1.応援券の利用について教えてください。

A1.1 回の買い物（会計）につき **青森県産米（玄米、精米、もち米または青森県産米を使用したブレンド米）または青森県産米のパックご飯**を購入する際に利用できます。銘柄や内容量に指定はございません。また、対象となるお米やパックご飯を購入いただくことで、その他の食品や生活用品の購入にも利用できます。

〈例〉5,000円分の応援券で1袋2kgの青森県産米2,000円+その他商品3,000円を購入する。

※会計時、対象となるお米またはパックご飯が含まれているか、必ず確認をお願いいたします。

【青森県産米とは】

青森県内で生産された米のことを指します。そのため、玄米および精米については袋裏面等に記載されている表示事項の「原料玄米」に「青森県」と記載、パックご飯については「原材料名」に「青森県産」と記載されれば銘柄は問いません。

〈例〉

○玄米および精米

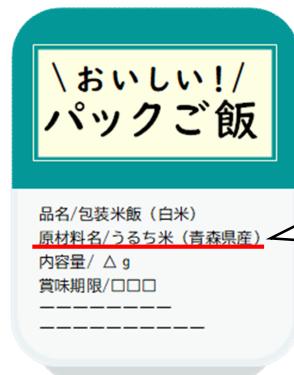
名称	精米（玄米、もち精米）		
	产地	品種	産年
原料玄米	单一原料米 青森県	○○○○	
内 容 量			△ kg
精米（調製）時期	□□□旬		
販 売 者	◇◇◇◇◇		

銘柄が「あきたこまち」の場合

青森県 あきたこまち →**対象**

秋田県 あきたこまち →**対象外**

○パックご飯



パッケージに記載の原材料名

うるち米（青森県産） →**対象**

うるち米（国内産） →**対象外**

【ブレンド米について】

青森県産米を使用したブレンド米が対象となります。上記同様銘柄は問いません。

〈例〉

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (青森県 ○○○○		10割 (◎割)	
内 容 量		△ kg		
精米時期		□□□旬		
販 売 者		◇◇◇◇◇		

「国内産」としか標記がない場合でも、青森県産米が含まれていることを確認している場合は対象としても構いません。
(各店舗の判断にお任せします。)

Q2.一度に使える応援券の枚数制限はありますか。

A2.枚数制限はございません。

〈例〉4人家族(5,000円×4人分=20,000円分配布)の場合、一度(一回計)に4人分の応援券20枚(20,000円分)をまとめて利用することも可能です。

Q3.青森県産米がなくなった場合、他県産米を代替商品としてもよいですか。

A3.応援券は、青森県産米(玄米、精米、もち米または青森県産米を使用したブレンド米)または青森県産米のパックご飯を購入することで利用できるものであるため、他県産米を代替商品とすることはできません。

Q4.パックご飯は1個単品でも応援券の対象ですか。

A4.店舗で取扱いがある場合、1個単品でも複数個入りの商品でも、どちらも対象として構いません。

Q5.もち米やペットボトル米、弁当白米は応援券の対象ですか。

A5.もち米やペットボトル米は対象ですが、弁当白米は対象ではありません。ただし、弁当白米について、対象のお米やパックご飯と一緒に購入する際は、この限りではありません。

Q6.応援券の利用期間は。

A6.令和8年2月20日から令和8年12月31日までとなっています。利用期限には、十分ご注意ください。

Q7.ネットスーパー等の通信販売でも応援券を利用できますか。

A7.本事業は実店舗を対象としているため、ネットスーパー等の通信販売は対象外です。

Q8.つり銭をだしてもよいですか。

A8.応援券の額面未満の利用では、つり銭は出さないようにお願いします。

ただし、額面以上の購入時には、お客様が追加で支払った分に対してのお釣りをお渡しください。

〈例〉 青森県産米のパックご飯 2 個 500 円+その他 2,000 円を購入し、
応援券 2,000 円分+現金 1,000 円で支払ったとき
→ (応援券 2,000 円分+現金 1,000 円) - 購入代金 2,500 円 = 500 円の
お釣りをお渡しください。

Q9.不足分については、現金のほかに電子マネーやコード決済等で支払いを受け付けてよいですか。

A9.各店舗での対応が可能な場合は、現金払い以外も受け付けて構いません。

Q10.応援券が利用できない対象はありますか。

A10.出資や債務の支払い、不動産や金融商品、たばこ、商品券等の換金性の高いもの、公共料金のお支払いには利用することができません。また、その他店舗が指定するものや応援券の発行趣旨にそぐわないものにも利用できません。詳細は、応援券裏面をご確認ください。

Q11.処方箋が必要な薬でも利用可能ですか。

A11.対象のお米やパックご飯と同一会計であれば利用可能です。

ただし、保険医療機関等における一部負担金の受領については、健康保険法に基づく規則に規定する額の支払を受けることとされています。応援券については、額面未満の利用では、つり銭を出さないこととしているため、応援券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の応援券を受領しないようにお願いします。

Q12.ほかの商品券や割引券と併用してもよいですか。

A12.ほかの自治体のクーポンやほかの商品券、割引券との併用については、各店舗のご判断で可否を決めていただいて構いません。

Q13.応援券で購入した商品の返品はどうしたらよいですか。

A13.換金目的の利用を禁止しているため、基本的には返品はできません。
ただし、不良品等については、代替品等との交換によって対応してください。

Q14.店舗のポイントなどを付与してもよいですか。

A14.ポイントの付与の可否については、各店舗のご判断で可否を決めてください

Q15.応援券の換金方法を教えてください。

A15.取次事業者の窓口 ((株) 協同弘前支局内第3弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局) へ記入済みの交付申請書兼請求書及び利用済応援券を提出していただき、不備がないか、確認のうえ登録された口座へ市から振込入金となります。

Q16.換金のスケジュールを教えてください。

A16.令和8年2月～12月の間は、毎月第2及び第4金曜日が取次事業者への提出期限（必着）となり、市からの振込入金は基本的に2週間後の金曜日となります。連休や年末は、提出期限や振込入金日が異なる場合がありますので、取扱店舗マニュアルのP.15 精算日についてをご確認ください。

Q17.換金の手数料はかかりますか。

A17.市から振込入金する際の手数料は市で負担します。

Q18.応援券利用時の本人確認は必要ですか。

A18.確認の必要はございません。

Q19.申請時の情報に誤り・変更がある場合はどうしたらよいですか。

A19.変更内容に応じて必要な手続きをご案内いたします。変更が生じた場合は、下記の手続き担当までご連絡ください。

【変更手続きに関する連絡先】

弘前市農林部農政課 第3弾！弘前お米とくらし応援券配布事業 担当

TEL：0172-40-0504

Q20.登録後に辞退することは可能でしょうか。

A20.応援券の利用可能期間中（令和8年2月20日から令和8年12月31日まで）は、原則として、途中辞退は認められません。

Q21.登録取消しとなるのは、どのような場合ですか。

A21.登録内容に虚偽・不備等があった場合や誓約事項を遵守しなかった場合です。

Q22.ポスターなどを複数ほしい場合はどうしたらよいですか。

A22.数に限りがございますが、なるべくご希望に添えるように対応いたしますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

Q23.ポスターやステッカーなどのコピーは可能ですか。

A23.コピーいただき構いません。また、PRツールとして加工してご利用いただくことも可能です。

Q24.対象となる米と同一会計の飲食料金は対象となりますか。

A24.対象となる米やパックご飯を購入いただくことで、同一会計のその他の食料品や生活用品等の商品の購入にも利用できますが、商品とは、**物品を想定しております、店舗内での飲食料金のお支払いにはご利用いただけません**ので、ご注意ください。（「持ち帰り」を想定している商品のご購入は可能です。）

Q25.既に切り離した応援券を出された場合はどうしたらよいですか。

A25.本体と半券がそろっており、それぞれの裏面に記載されている通し番号が一致している場合は利用可能です。（お客様がテープで補修してきた場合も、裏面の番号が一致していれば利用可能です。）

Q26.店舗側で汚したり破いたりした場合の応援券の扱いはどうなりますか。

A26.応援券の受け渡しの際に破いてしまったなどで店舗側に原因がある場合、お客様の応援券を利用しての支払は有効になります。お客様が破いてしまった応援券の扱いはQ25のとおりとしますが、疑義がある際は弘前市農林部農政課までお問い合わせください。なお、取次事業者への提出にあたっては、多少の汚れなどは問題ございませんが、本物であることを確かめる必要がありますので、大切に扱うようにしてください。

Q27.万一、コピーした応援券を受け取ってしまった場合や枚数が合わなかった場合の精算はどうなりますか。

A27.コピーした応援券を受け取った場合は換金できませんので、応援券を受け取る際は、偽造防止加工がされているかをご確認ください。

また、枚数が合わなかった場合は、紛失について市では責任を負いませんので、利用済応援券の保管には十分ご注意ください。

Q28.誤って第1弾、第2弾の応援券を受け取ってしまった場合はどうすれば良いですか。

A28.利用期限を過ぎてから受け取った応援券は換金することができません。受け取って会計してしまった場合でもその金額分は店舗側の負担となってしまいますので、注意するよう従業員のみなさまへご周知ください。

Q29.交付申請書兼請求書と利用済応援券を事務局へ持参する場合の駐車場の利用について教えてください。

A29.事務局へ持参する際の駐車場は、したどてスカイパークをご利用ください。なお、駐車場代については、各店舗のご負担となりますのでご留意ください。

★Q&Aは順次更新する予定です。



〈お問い合わせ先〉

第3弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局

株式会社協同 弘前支局内

〒036-8182 弘前市大字土手町38 したどてスカイパークビル2階

TEL:0120-516-771